

学校図書館充実事業について

学習指導要領では、各教科等の指導を通じて子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な子どもたちの言語活動の充実を図ることを重視しています。そのために、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動を一層推進することが求められています。

本事業では、研究指定校において、学校図書館を活用した授業づくりを通して、学習・情報センターとして学校図書館を充実させ、図書を通して調べたり、考えたりする力を身に付けさせること、図書に親しみをもつことにつながるよう、平成24年度から研究指定校が研究に取り組んでいます。

1 事業の趣旨

研究指定校において、教員と学校図書館職員が連携して学校図書館を活用した授業づくりに取り組み、教員と学校図書館職員の資質向上を図るとともに、学習・情報センターとして学校図書館を充実させ、研究成果を県内に普及する。

2 事業概要

(1) 指定校・指定期間

平成24～25年度 板倉町立東小学校

平成26～27年度 前橋市立朝倉小学校

高崎市立乗附小学校

(2) 事業内容

①教員と学校図書館職員との連携の強化

- ・校内の学校図書館運営に関する体制を整える。
- ・各教科等の年間指導計画に基づいた資料の準備、提供を行う。
- ・学校図書館を活用した各教科等の授業づくりを行う。

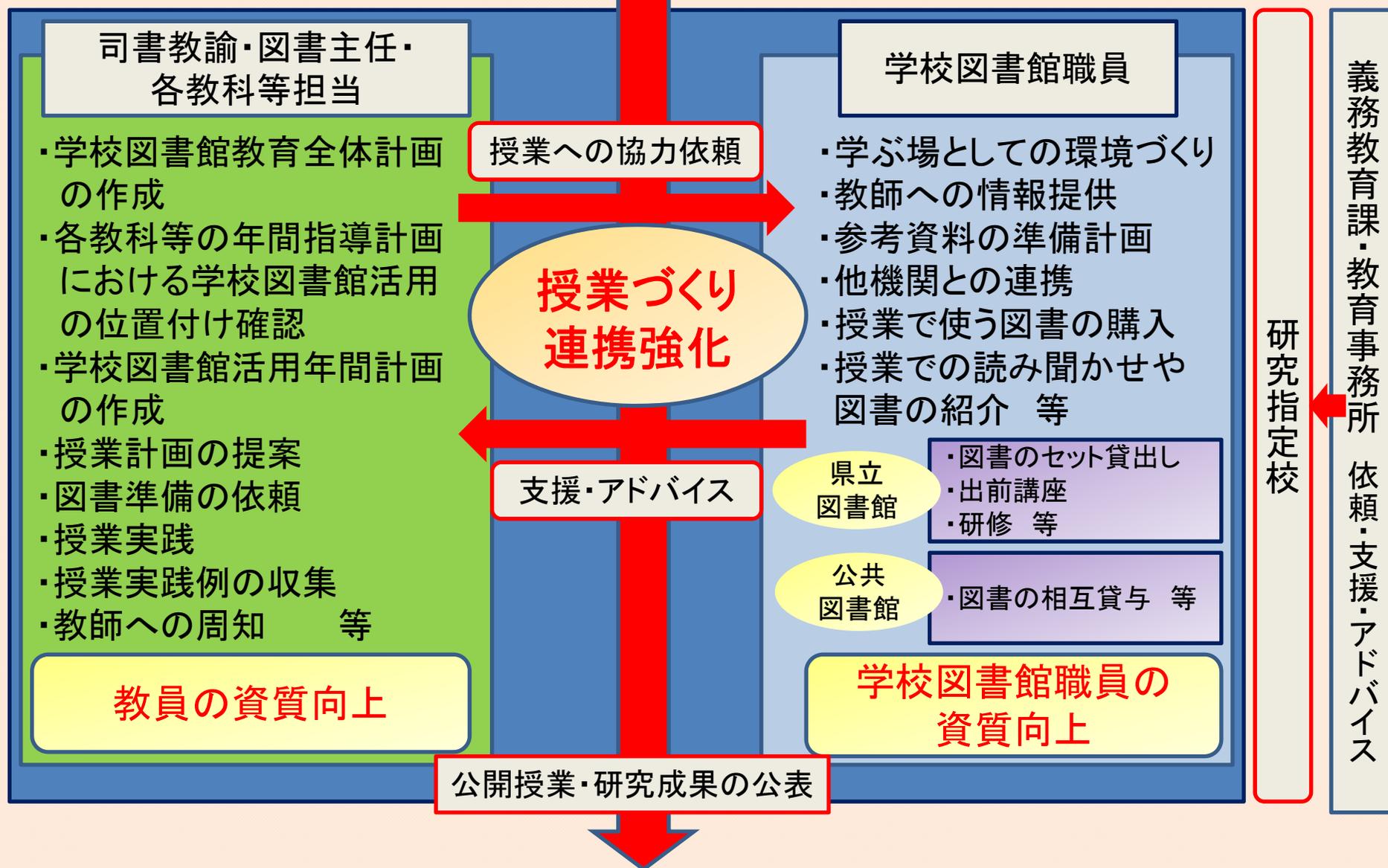
②授業で活用できる図書館の整備

- ・県立図書館、公共図書館との連携を図る。
- ・教員に対する図書の紹介を積極的に行う。
- ・授業に対応した図書配架等を工夫する。

③当該校の読書活動に関わる課題を解決するための実践

学校図書館充実事業

学校図書館を利用した授業改善



学習・情報センターとしての学校図書館の充実